

お知らせ なんたん



第51号(3の2)平成20年2月22日発行

住民税の住宅ローン控除を受けるには申告が必要です

住宅ローン控除は、これまで所得税だけに適用されていました。

平成19年度から、国税である所得税から地方税である個人住民税(市・府民税)への税源移譲により、所得税から控除しきれない金額が残る場合は、翌年度の住民税から控除できるようになりました。

●対象者 平成11年～18年に対象の家屋に入居した、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人が対象です。住民税での実施期間は、平成20年度～28年度の9年間です。

●申告方法 この控除を受けるには、各年の1月1日現在の住所地の市区町村に、住民税の住宅ローン控除申告書を、申告期間内に提出してください。期間内に申告しないと、控除を受けられない場合があります。所得税の住宅ローン控除を年末調整で受けた人でも、対象となる場合は市区町村に申告する必要があります。

●申告期間 平成20年は、2月18日(月)～3月17日(月)

適用対象者	提出方法
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告とともに税務署へ提出
年末調整を受ける人で確定申告の必要がない人	源泉徴収票を添付して、平成20年1月1日現在の住所地の市区町村へ提出

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004

各支所 地域総務課 総務係 TEL 八木 68-0020

日吉 68-0030 美山 68-0040

後期高齢者医療保険料の年金からの天引きについて

平成20年4月から、老人保健制度が廃止され、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。これまで75歳以上の方、および65歳以上であって一定程度の障がいのある方(「後期高齢者」と言います)は、国民健康保険や健康保険などの被用者保険に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けられていましたが、現在加入している各医療保険を脱退し、後期高齢者医療保険に加入していただくことになります。

この制度は、京都府内の市町村が加入している「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営しますが、保険証の発行、保険料の収納、各種申請受付などの事務は、南丹市役所本庁・支所でも行います。保険料については、被保険者1人ひとりに掛かることになり、納付方法は介護保険と同様に年金からの天引きとなります。京都府後期高齢者医療広域連合の保険料については、以下の取り扱いとなる予定です。

●保険料の納付方法

(1) 特別徴収(年金から天引きされます)

介護保険料を特別徴収で納めている方(年金給付額が年額18万円以上ある方)は、後期高齢者医療制度でも平成20年4月より年金からの天引きによる納付となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方は、普通徴収となります。

(2) 普通徴収

特別徴収を行うことができない場合や、加入後に特別徴収の開始手続きが完了するまでの期間などで、納付書(口座振替)で保険料を納付していただく方法です。納期については、7月から翌年3月までの9期となる見込みです。納付場所は、南丹市役所本庁、各支所および指定金融機関となります。

●被用者保険の被扶養者の特例

後期高齢者医療制度への加入により、被用者保険(健康保険、共済組合、保険組合など)の被扶養者でなくなる方には、経過措置として保険料の軽減措置が取られます。

(1) 平成20年4月～9月分までの保険料は無料

(2) 平成20年10月～平成21年3月分までの保険料は均等割額(年額45,250円)の20分の1

(3) 平成21年4月～平成22年3月分までの保険料は均等割額(年額45,250円)の2分の1

(4) 平成20年4月～平成22年3月分までの保険料の所得割額は無料

詳しいことについては、下記へお問い合わせください。

◇問合せ先 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL 68-0011 FAX 63-0653

各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022 FAX 42-5616

日吉 68-0032 FAX 72-0965

美山 68-0041 FAX 75-0801

市税などの納付は納期限内に!

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに完納されない場合は、督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負担いただくことになるため、納期限内納付をお願いします。

なお、滞納が長期にわたり続くと、税・料負担の公平性を確保するため財産や勤務先などについて調査し、差押処分(滞納処分)をすることになりますので、未納がある方は至急市役所本庁・各支所または金融機関窓口などで納付してください。

●平成19年度 納期限一覧表

期別	軽自動車税	市府民税(普通徴収)	
		固定資産税・都市計画税	介護保険料(普通徴収)
全期・第1～8期	全期: 5月1日(火)	国民健康保険税	
		第1期:7月2日(月)、第2期:7月31日(火) 第3期:8月31日(金)、第4期:10月1日(月) 第5期:10月31日(水)、第6期:11月30日(金) 第7期:12月28日(金)/平成20年1月4日(金) 第8期:平成20年1月31日(木)	
第9期	—	平成20年2月29日(金)	
第10期	—	平成20年3月31日(月)	

※口座振替納付をご利用いただいている方については、上記納期限日に振り替えします。また、納期限日に振り替えできなかった市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税については、翌月の13日に再振り替えをします。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、督促状1通につき手数料100円が掛かります。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付いただくことになります。

●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押等滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

*** 市税などの納付には、便利な口座振替を! ***

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁・各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手続きに時間を要するため、振り替えの開始を希望される期別の前月末までにお申し込みください。申し込みが遅れますと、振り替えできない場合がありますのでご注意ください。

●取扱金融機関等 ・京都銀行 ・京都信用金庫 ・京都中央信用金庫
・京都農業協同組合 ・りそな銀行 ・ゆうちょ銀行

※軽自動車税を除く市税等については、口座振替納付済通知書は発行しませんので、ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先 【市税各種】 税務課 収納係 TEL 68-0009

【国民健康保険税】 国保医療課 国保年金係 TEL 68-0011

【介護保険料】 高齢福祉課 介護保険係 TEL 68-0006

「南丹市人権講演会」を開催します

市民一人ひとりが自らの問題として、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、「南丹市人権講演会」を開催し、みんなで考え学びあえる人権研修の機会とします。今回は、発達心理学(親子関係・家族関係)、母性研究の第一人者として有名な大日向雅美氏の講演で、「みんなでつくる子育て応援社会」を計画しました。子どもの人権、子育てや少子化問題について考えていきましょう。皆さんお誘い合わせの上、ご来場ください。お待ちしております。

●日時 3月3日(月)午後7時 開会

●講師 大日向 雅美氏 「みんなでつくる子育て応援社会」

●会場 南丹市園部公民館 大ホール ●入場料 無料

◇問合せ先 市民課 人権政策係 TEL 68-0005 FAX 63-0653

社会教育課 社会教育係 TEL 68-0057 FAX 63-2850